

岐阜県自殺総合対策協議会設置要綱

(設置)

第1 近年、本県における自殺死亡率は高い水準で推移しており、全県的な自殺総合対策が求められている。このため、県内の関係機関・団体が連携し、総合的な自殺総合対策の推進を図ることを目的として、岐阜県自殺総合対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議・検討を行う。

- (1) 情報の収集及び意見交換
- (2) 事業実施状況についての評価
- (3) 総合対策の実施計画について
- (4) その他総合対策の推進に必要とする事項

(構成)

第3 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）で構成する。

(会長及び副会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、2年とする。

- 2 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会議)

第6 協議会は、県が招集する。

- 2 県は必要に応じて協議会にオブザーバーの出席を求めることができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、岐阜県健康福祉部保健医療課において処理する。

(秘密の保持)

第8 委員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表

協議会委員の構成	
1	岐阜県医師会
2	中部学院大学
3	岐阜大学医学部精神分野
4	岐阜産業保健総合支援センター
5	岐阜県看護協会
6	岐阜県弁護士会
7	岐阜県司法書士会
8	岐阜県臨床心理士・公認心理師協会
9	岐阜県中小企業団体中央会
10	岐阜県精神保健福祉士協会
11	岐阜県精神科病院協会
12	NPO法人岐阜いのちの電話協会
13	NPO法人岐阜県断酒連合会
14	岐阜自死遺族の会 千の風の会
15	岐阜労働局健康安全課
16	市町村保健活動推進協議会保健師部会
17	岐阜県中学校長会

【オブザーバー】

1	岐阜県環境生活部県民生活課長
2	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課長
3	岐阜県環境生活部人権施策推進課長
4	岐阜県健康福祉部地域福祉課長
5	岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
6	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課長
7	岐阜県商工労働部労働雇用課長
8	岐阜県教育委員会学校安全課長

9	岐阜県警察本部生活安全総務課長
10	岐阜県保健所長会

【事務局】

1	岐阜県健康福祉部保健医療課
2	岐阜県精神保健福祉センター